

令和8年度
犬山市公有財産売却一般競争入札
参加申込要領

(物件番号 803)

受付期間：令和8年7月16日（木）～令和8年8月3日（月）

入札日：令和8年8月19日（水）

お申込みの前に、必ずこの要領をお読み下さい。

○書類の送付先・問い合わせ先

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地

犬山市役所4階 経営改善課 契約・資産活用グループ

電話 0568-61-1800（内線 1443）

0568-44-0301（直通）

メール 011000@city.inuyama.lg.jp

※電話・窓口受付時間 9：00～16：00

目次

I	売却物件（土地）	1
II	入札参加条件など	1
	1 公有財産売却の参加条件	
	2 入札参加にあたっての注意事項	
	3 共同入札について	
III	入札参加申込および入札保証金について	2
	1 入札参加申込方法	
	2 入札保証金の納付について	
	3 入札参加申込の無効	
	4 入札参加の取下げ	
IV	入札手続き	4
	1 入札の日時及び場所等	
	2 入札の執行にあたって	
	3 開札	
	4 入札の無効	
	5 契約説明等	
V	契約と土地の引渡し	6
	1 契約の締結	
	2 売払代金の納付	
	3 所有権の移転及び物件の引渡し	
	4 所有権移転登記	
VI	注意事項	6
	1 物件に関すること	
	2 法令に関すること	
	3 売払条件に関すること	

（添付資料）

- 必要書類一覧表

公有財産売却一般競争入札の参加申込要領

売却方法については、一般競争入札方式をとっており、参加者が購入しようとする金額を入札書に記入いただき、本市で設定した予定価格（最低入札価格）以上で、かつ最高の金額で入札された方を落札者として、売買契約の締結を行うものです。

この要領をよくお読みのうえ、それぞれ所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

I 売却物件（土地）

物件番号

物件所在地	地目 (公簿)	地積 (公簿)	用途地域	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金
犬山市字若宮 77 番 3、78 番 5、80 番 1、182 番	宅地	638.96 m ²	近隣商業地域	50,925,000 円	5,092,500 円

（１）売却物件（以下「物件」といいます。）の詳細については、「物件調書」を参照してください。

（２）物件は、現状有姿での引渡しとなります。

II 入札参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

（１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令（抄））

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

-
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員
 - (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分対象となっている団体又は構成員
 - (4) 日本語を完全に理解できない方
 - (5) 犬山市が定める本要領の内容を承諾せず、遵守できない方

2 入札参加にあたっての注意事項

- (1) 売買代金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当するとみなされ、一定期間犬山市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (2) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付していただく必要があります。
- (3) 現地説明会は開催いたしませんので、必要に応じ現地および関係法令等を確認してください。

3 共同入札について

- (1) 共同入札とは、一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することをいいます。
- (2) 共同入札する場合は、共同入札者の中から 1 名の代表者を決めていただく必要があります。実際の公有財産売却の参加申込手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。
- (3) 共同入札者全員の印鑑登録証明書、住民票および共有者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を提出することが必要です。
- (4) 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や履歴事項全部証明書の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても所有権移転登記を行うことができません。

Ⅲ 入札参加申込および入札保証金について

1 入札参加申込方法

- (1) 必要書類（各種証明書は原本で発行後 90 日以内のものに限ります。）
 - ・【個人の場合】
 - ①受付確認表（様式第 1）
 - ②公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第 2）
 - ③誓約書（様式第 3）
 - ④印鑑登録証明書(原本)
 - ⑤住民票(原本)
 - ・【法人の場合】
 - ①受付確認表（様式第 1）
 - ②公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式第 2）
 - ③誓約書（様式第 3）
 - ④印鑑登録証明書（原本）
 - ⑤履歴事項全部証明書(原本)
 - ⑥法人役員の詳細（様式第 4）

・【共同入札の場合】

上記の個人・法人別の必要書類に加えて、共有合意書（様式第5）が必要です。

※申込者に加え、共有連名者全員の住民票（履歴事項全部証明書）および印鑑登録証明書を提出してください。

（2） 申込手続

申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

必要書類に所定の事項を記入のうえ、提出してください。

入札参加申込みの受付

受付期間 令和8年7月16日（木）から令和8年8月3日（月）

※土・日曜及び祝日を除きます。

受付時間 午前9時から午後4時まで

受付場所 犬山市役所4階 経営改善課 契約・資産活用グループ

電話 0568-61-1800 内線 1443

0568-44-0301（直通）

※郵送の場合は令和8年8月3日（月）必着

2 入札保証金の納付について

（1） 入札参加資格を有する方には、入札保証金の納入通知書を送付しますので、令和8年8月10日（月）午後2時までに、市が指定する下記の金融機関等で納付してください。

三菱UFJ銀行、名古屋銀行、大垣共立銀行、十六銀行、あいち銀行、岐阜信用金庫、東濃信用金庫、いちい信用金庫、東春信用金庫、東海労働金庫、愛知北農業協同組合
※いずれも日本国内で業務を営むすべての店舗（代理店を除く）

（2） 令和8年8月17日（月）までに、領収書の写しを貼り付けた入札保証金振込証明書（様式第6）を犬山市へ提出してください。

（3） 令和8年8月17日（月）までに入札保証金の納付が確認できない場合、入札することができません。

（4） 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札の確定後に全額返還します。なお、公有財産売却の参加申込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札の確定後となります。入札保証金の返還方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア 入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込みとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、代表者名義の口座のみ指定可能です。

イ 入札保証金の返還には、入札終了後4週間程度要することがあります。

（5） 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付しますが、落札者の申し出に基づき、契約保証金に充当することができます。

（6） 入札保証金に利子は付しません。

（7） 落札者が契約締結期限までに犬山市の定める契約を締結しない場合は、入札保証金は没収し、返還しません。

3 入札参加申込の無効

次の場合には、申込みが無効となりますのでご注意ください。

- (1) 入札参加資格がないとき
- (2) 公有財産売却一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 令和8年8月17日(月)までに、市が入札保証金の納付を確認できないとき

4 入札参加の取下げ

- (1) 入札参加の取下げは、入札執行前まで行うことができます。
- (2) 入札参加の取下げを行う場合は、公有財産売却一般競争入札参加取下書(様式第7)を提出していただく必要があります。

IV 入札手続き

1 入札の日時及び場所等

入札日時	令和8年8月19日(水) 午前10時00分から		
入札場所	犬山市役所 2階 204会議室		
入札保証金	金 額	5,092,500円	
	納入方法	Ⅲの2を参照	

2 入札の執行にあたって

- (1) 所定の入札書(様式第8)を用い、申込者の住所及び氏名を記入の上、押印し、金額を鮮明に記入してください。共同入札の場合は、共有連名者についても記名・押印してください。
- (2) 入札書は封筒に入れ、表面に「入札書在中」と書き、裏面に住所及び氏名を記入の上、押印し提出してください。(P5. 封筒の様式を参考にしてください。)
- (3) 提出された入札書は、事由の如何にかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができません。
- (4) 代理人が入札書を提出するときは、入札前に必ず委任状(様式第9)を提出してください。委任状の受任者の欄には、代理人の記名・押印をしてください。また、この場合であっても、入札書には、代理人ではなく申込者(共同入札の場合は連名者)の記名・押印をしてください。
- (5) 法人の代表者以外の方(法人の社員等)が入札書を提出する場合にも、委任状が必要となります。
- (6) 使用する印鑑は、すべて印鑑登録として登録している印鑑を使用してください。

3 開札

- (1) 開札は、入札の締切後に入札者の面前で行い、市の予定価格以上で、かつ最高の価格をもって入札をした方を落札者と決定します(入札回数は1回)。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きによって落札者を決定します。

参考図：封筒の様式

(表)

犬山市長
令和8年度 犬山市公有財産売却
物件番号 803
所在地 犬山市字若宮77番3、78番5、80番1、182番
入札書在中

(裏)

印	住所 名称及び 代表者名	印	印	印
個人の場合は、個人名				

4 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ア 入札参加者の資格を有しない者がした入札
 - イ 入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札
 - ウ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
 - エ 入札に際して談合等による不正行為があった入札
 - オ 入札書に金額、氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
 - カ 代理人による入札の場合において、委任状のない入札
 - キ 金額を訂正した入札
 - ク 郵便により差し出された入札
 - ケ 予定価格を下回る金額の入札

5 契約説明等

- (1) 入札終了後、落札者となられた方に契約説明を行います。
- (2) 契約締結期限の令和8年9月2日(水)までの間で、落札者と調整し契約日を決定します。
- (3) 契約の締結と同時に契約保証金(入札保証金と同額とします。)を、納入通知書により市指定金融機関等で納付しなければなりません。ただし、契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書(様式第10)を提出していただくことで、納付済みの入札保証金を契約保証金として充当することができます。
- (4) 契約保証金に利子は付しません。

V 契約と土地の引渡し

1 契約の締結

- (1) 落札者となられた方には、令和8年9月2日（水）までの間に契約をしていただきます。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙に要する費用は、買受人のご負担となります。

2 売買代金の納付

- (1) 売買代金は、令和8年9月28日（月）午後2時までに全額納付していただきます。
ただし、契約保証金充当依頼書兼売買代金充当依頼書（様式第10）を提出していただくこと
で、納付済みの契約保証金を売買代金に充当することができます。その場合、期限までに売買代金の残額を納付していただくことになります。
- (2) 期限までに売買代金を納付されない場合は、契約が解除され、契約保証金は市に帰属します。

3 物件の権利移転

- (1) 買受人が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は買受人に移転するものとし、同時に物件の引渡しがあったものとします。犬山市は買受人から提出された所有権移転登記請求書（様式第11）に基づいて、売買代金全額の納付を確認後、不動産登記簿上の所有権移転登記を行います。
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。（1）の所有権移転登記請求書（様式第11）とともに、登録免許税分の収入印紙を令和8年9月28日（月）までにご提出ください。
- (3) 契約および所有権移転登記は、申込みの際に公有財産売却一般競争入札参加申込書（様式第1）に記載された申込者及び共有連名者の名義で行います。
- (4) 所有権移転登記完了後、管轄法務局から交付された登記識別情報通知を買受人の方にお渡ししますので、公有財産受領書（様式第12）を市へ提出してください。

VI 注意事項

1 物件に関すること

- (1) 物件の引渡しは全て現状有姿で行います。
- (2) 土壤調査・地盤調査・地下埋設物調査は行っていません。
- (3) 犬山市は一切の契約不適合責任を負わないものものとします。
- (4) 物件内の動産類やごみなどの撤去は、すべて買受人の責任において行ってください。
- (5) この要領のほか、入札公告、物件調書および売買契約書の内容を十分理解し、了承した上で申込みを行ってください。

2 法令に関すること

- (1) 開発（建築）などにあたっては、都市計画法、建築基準法および条例などの関係法令を遵守してください。

3 売払条件に関すること

契約の際には物件に次の条件を付しますので、あらかじめご承知おきのうえ、お申込みください。

（別添の売買契約書をご確認ください。）

- (1) 用途の制限（下記の用途に供することを禁止します。）

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の施設に係る用途
- ②無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第４条第２項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途
- ③風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗特殊営業及び同条第１１項に規定する接客営業、その他これらに類する業に係る用途
- ④騒音、振動、臭気等周辺環境に支障を及ぼす用途
- ⑤その他周辺住民に著しく不安を与える用途

❖必要書類一覧表❖

※個人・法人欄の「●」は必須書類です。「○」は該当する場合に提出してください。

No.	名 称	様 式	個 人	法 人	提出時期
1	受付確認表	様式第1	●	●	参 加 申 込 時 令和8年8月3日(月)迄
2	公有財産売却一般競争入札参加申込書 兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	様式第2	●	●	
3	誓約書	様式第3	●	●	
4	印鑑登録証明書（原本）		●	●	
5	住民票（原本）		●	—	
6	履歴事項全部証明書（原本）		—	●	
7	法人役員の詳細	様式第4	—	●	
8	共有合意書	様式第5	○	○	令和8年8月17日(月)迄
9	入札保証金振込証明書 (※領収書写しの貼付け必要)	様式第6	●	●	
10	公有財産売却一般競争入札参加取下書 (入札参加を取下する場合)	様式第7	○	○	入 札 執 行 前 迄 に
11	入札書	様式第8	●	●	入 札 時
12	委任状（代理人が入札書を提出する場合）	様式第9	○	○	
13	契約保証金充当依頼書 兼売買代金充当依頼書	様式第10	○	○	契 約 締 結 時
14	所有権移転登記請求書	様式第11	●	●	売 買 代 金 納 付 後
15	公有財産受領書	様式第12	●	●	登記識別情報通知受領後